

武蔵野市パートナーシップ制度導入にあたり考えられる論点

目次

論点1 根拠規定を何に置くか……………P2

論点2 制度のあり方……………P4

論点3 申請要件……………P10

論点4 証明書等の交付に関すること……………P11

論点5 有効性に関すること……………P20

論点6 他の自治体との相互利用について……………P23

<委員の皆様からの全般的なご意見>

【制度設計】

- ・法律婚をしている配偶者に615件の特権(権利・義務・責任)があるように、パートナーシップ制度を導入することで性的マイノリティの方ができるだけ同等の権利を得られるような制度になるとよい。
- ・パートナーシップ制度の対象者の要件は、先行自治体を参考にするとよい。
- ・医療や住居など事実婚に準ずる効果がある制度を導入するのであれば、導入後の先まで考えて制度設計するとよい。期待できる制度だと思う。
- ・先行自治体の宣誓書受領証はどのように運用されているか。宣誓書受領証を実際に見せて医療や住居などの契約をしている状況があるか。
- ・パートナーシップ制度を検討する場合、性的指向、性自認だけでなく、相続、財産の問題、関係解消時まで大きく考えて考えることが必要である。

【制度の効果について】

- ・市内の不動産業者や病院に証明書を持って行った際に、事実婚と同様に配慮がなされるのか懸念している。
- ・パートナーシップ制度の効果について、住居、病院、生命保険の受取等が書いてあるが、介護契約等の大きな効果が得られる場合、公正証書等法的な効力を有するものでの契約だとより安心である。

【制度の周知について】

- ・パートナーシップ制度によって活用できることの効果をどのように周知していくかが課題である。老人ホームでは成年後見の契約が多いが、医療同意ができなかったり、死亡後は対応できない等あるので、制度の周知が大事である。

論点1 根拠規定を何に置くか

《武蔵野市の現状》

(1) 武蔵野市男女平等の推進に関する条例を制定(平成 29 年 4 月施行)

男女の別だけではない多様な性の在り方について条例で規定し、「性別等」と定義したうえで、あらゆる分野における、性別等に関りない男女平等社会の実現を目的とした。

性別等：男女の別だけではない多様な性の在り方(性自認(自らの性別に関する認識をいう。)及び性的指向(恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向をいう)を含む。)

(2) 武蔵野市第四次男女平等推進計画(令和元年度～令和 5 年度)の策定

基本施策 3 に新規施策として「性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり」を掲げ、施策(2)「性的マイノリティ等への支援」として、パートナーシップ制度の導入を検討することを明記した。

(3) 武蔵野市第六期長期計画(令和 2 年度～令和 11 年度)の策定

武蔵野市長期計画条例に基づく市の最上位計画「武蔵野市第六期長期計画(令和 2 年度～令和 11 年度)」の基本目標 1 に「多様性を認め合う 支え合いのまちづくり」が規定された。当該計画における施策の体系「3 平和・文化・市民生活」における基本施策 1 に「多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築」を掲げ、「多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進」において「同性婚等を公的に認めるパートナーシップ制度の導入も含めて、当事者にとって望ましい支援について検討する」ことが明記された。

① 条例

【自治体】(4/51 自治体¹)

渋谷区「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」(新規)

豊島区「豊島区男女共同参画推進条例」(改正)

総社市「総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例」(新規)

港区 「港区男女平等参画条例」(改正)

- ・ 議会での議決を経て制定されるので、議論が丁寧になされ、市の方針として同意が得られる。
- ・ 制度として安定性がある。
- ・ 法規であるため、強制力をもち、市民にも責務が課される。
- ・ 条例に違反した場合の罰則を設けることができる。
- ・ 社会的なインパクトが大きい。

➤ 検討事項

- ・ 議会の議決を経て成立するため、丁寧な説明が必要となる。
- ・ 現在ある条例(武蔵野市男女平等の推進に関する条例)を改正するのか、新たに条例を制定するのか。

¹ パートナーシップ制度導入自治体数(2020 年 5 月 17 日現在)

② 要綱

【自治体】(47/51 自治体)

- ・パートナーシップ制度を導入している自治体の多くが要綱を根拠にしている。
- ・自治体内部の事務処理にかかる規定なので、首長権限で制定できる。
- ・議会での議論・議決を得ずに制定されるため、制度内容等に対し市民・議会の同意が得られない可能性がある。
- ・市民に義務を課し、権利を制限できない。
- ・条例を根拠とするよりも、法的拘束力が弱い。

➤ 検討事項

- ・議会での議決を経ないため、市としての姿勢が市民・議会に対し十分に伝わらない可能性があり、丁寧な説明が必要となる。

※相模原市は規則で定めている。

<委員の皆様からの根拠規定に関するご意見>

【根拠規定について】

- ・法的根拠、安定性、周知の面を考えると、きちんと議会の議決を経て成立する条例がよい。
- ・パートナーシップ制度は、議会ですっかりとした議論をやるべきではないかという意見を賜っている。今の議会の中でも、新規条例、又は条例改正でやった方がよいと感じている。
- ・条例にして制度を固めておけば、首長の交代により制度が変わることがないので、大枠は条例で決める方が望ましい。高い効果や独自要件を定めると、相互利用しにくくなる可能性があるのかもしれないが、何を重視していくのかも含めて議論した方がよい。
- ・条例が可能であれば、周知や効果の面で期待できる。新条例でも、条例改正で新たに条項が追加されたとなるとアナウンスしやすいと思う。
- ・公正証書の提出の有無等、条例か要綱かに重ね合わせて議論を進める。選択肢を多くもてることがよい。
- ・パートナーシップ制度による最終的な効果の違いによって、たとえば医療同意、介護契約ができる等が有効になるのかによって、条例か要綱かどちらがいいのか考えていく必要がある。

【条例を根拠規定とした場合】

- ・新たな条例を制定するか、現条例を改正するかについては、中に入る条項が同じであれば効果の違いはないので、どちらでもよい。国で同性婚の制度ができれば、自治体のパートナーシップ制度は役目を終えると思うので、条例の場合、独立した新しい項を立ててまとめておくとよい。

論点2 制度のあり方

2-1 制度の種類

① 宣誓²と宣誓書受領証交付

目的

自治体が宣誓書の受理を証明することで、当事者の気持ちを受け止める。

趣旨

当事者2人が、パートナーシップ関係を自治体の首長に対して宣誓（宣誓書を提出）し、宣誓書等受領証の交付を受ける。

【自治体】世田谷区、千葉市など（48／51 自治体）

- ・世田谷区…「人権尊重」の取組のひとつとして、同性カップルである区民の自由な意思によるパートナーシップの宣誓書を受け取ることにより、同性カップルの方の気持ちを受け止める。
- ・千葉市 …パートナーシップを形成しようとする方々が宣誓を行い、市がその宣誓を公的に証明する。
- ・江戸川区、豊島区は「宣誓」という言葉は用いないものの、類する制度である。
江戸川区…当事者がパートナーシップ関係を区に申し出て、区は申出書受領証を交付する。
豊島区 …当事者がパートナーシップ届を区に提出し、区は受理証明書を交付する。

採用した場合

- ・公正証書作成の費用がかからないため、当事者の経済的負担が軽い。

➤ 検討事項

- ・2人の宣誓を自治体が受け止める、という形式なので、2人の法的な関係性は保障されない。
- ・公正証書の提出がある場合に比べて関係性の確からしさが弱い。
- ・他の自治体に転出するときにパートナーシップ証明の返却を求める自治体が多いので、公正証書がないと当事者二人の関係性を保障する力が弱い。

※那覇市、小田原市は、「宣誓と宣誓書受領証交付」の形式ではなく、「パートナーシップ登録」の証明書を発行する形式を取っている。

² 性的マイノリティの方とそのパートナーの方が、市長に対し、お互いを人生のパートナーとして、協力し合いながら、継続的に日常生活を共にしていくことを誓うことをいいます。

② パートナーシップ関係の確認、証明

目的

当事者2人がパートナーシップの関係にあることを、自治体が認めることで、人権尊重の理念と多様性への理解を広める。

趣旨

当事者2人がパートナーシップ関係にあることを、公正証書に基づいて申請し、自治体から証明を受ける。

【自治体】渋谷区（公正証書2種類³提出）

港区（公正証書または私文書認証を受ける）

（2／51 自治体）

- ・渋谷区…当事者2人がパートナーシップ関係にあることを、公正証書に基づいて申請し、区長が一定の条件を満たしたものについて、パートナーの関係であることを証明し、パートナーシップ証明書を発行する。
- ・港区 …パートナー関係にある2人が結んだ共同生活に関する契約を、区が確認しカードを交付する。契約については、公正証書または私製の契約書を選択できる。

採用した場合

- ・契約によって義務や権利を定めることで、婚姻に近い形のパートナーシップになる。
- ・転居しても法的関係性は変わらない。

➤ 検討事項

- ・公正証書を準備するための時間的、経済的負担がかかり、制度利用のハードルとなる。
- ・自治体で契約書の必須事項を定めるか。何を必須事項とするか。
- ・法律婚は特別な費用を必要としないため、法律婚との差を感じやすい。

³ 任意後見契約の公正証書、合意契約公正証書

③ ①と②の2階建て型

目的

自治体が宣誓書の受理を証明することで、当事者の気持ちを受け止める。また、公正証書等を提出した場合には、当事者2人がパートナーシップの関係にあることを、自治体が認めることで、人権尊重の理念と多様性への理解を広める。

趣旨

当事者2人が、パートナーシップ関係を自治体の首長に対して宣誓（宣誓書を提出）し、宣誓書等受領証の交付を受ける。併せて公正証書等を提出した場合、公正証書等受領証の交付を受ける。

【自治体】中野区（1／51自治体）

- ・中野区…当事者の希望で、①の宣誓と宣誓書受領証交付のみ、または①と併せて②公正証書等受領証の交付を受けることを選べる2階建て型である。

採用した場合

- ・公正証書の提出は選択制にして、提出された場合には受領証を交付する。
- ・当事者がそれぞれのニーズに合わせて選択できる。

➤ 検討事項

- ・公正証書を提出された場合、市は受領証を発行するのか、2人の関係を証明する証明書を発行するのか。

④ ①と②の選択型

目的

③と同上

趣旨

当事者2人が宣誓書の提出を選択した場合、パートナーシップ関係を自治体の首長に対して宣誓（宣誓書を提出）し、宣誓書等受領証の交付を受ける。公正証書等の提出を選択した場合、公正証書等受領証の交付を受ける。

➤ 検討事項

- ・宣誓のみか、公正証書の提出をもって証明を受けるかのいずれかを選べる。
- ・現時点では、このタイプを採用している自治体はない。

2-2 制度の対象者

① 同性同士のみ

a. 戸籍上の性に基づく同性

【自治体】渋谷区、中野区など

➤ 検討事項

- ・性自認上同性の場合は利用できないため、すべての性的マイノリティの方が利用できる制度ではなくなる。

例：戸籍上男性・性自認男性の方と戸籍上女性・性自認男性の方

→性自認に基づけば同性だが、戸籍上の性に基づけば異性

→法律婚も可能だが、婚姻届の「夫となる人」「妻となる人」の文言で利用をためらう可能性がある。（当事者の望まない関係になってしまう）

b. 性自認上の同性も含む（戸籍上の性は問わない）

【自治体】世田谷区、文京区

➤ 検討事項

- ・戸籍上も異性、性自認上も異性となるような双方がトランスジェンダー⁴の場合は対象外になってしまう。

例：戸籍上女性・性自認男性の方と戸籍上男性・性自認女性の方

→戸籍上の性に基づけば異性、性自認上も異性

- ・Xジェンダー⁵が含まれない

② 一方又は双方が性的マイノリティの方

【自治体】豊島区、港区など

- ・豊島区…「いずれか一方、または双方」
- ・港区 …「性的マイノリティの二人」
- ・性自認上同性の場合も、双方がトランスジェンダーの場合、双方又はいずれか一方がXジェンダーの場合も含まれるため、広く性的マイノリティの方が利用できる。

➤ 検討事項

- ・自治体が「性自認」を確かめる方法がないため、事実婚カップルも実質利用可能。

➤ ①、②に共通する検討事項

- ・対象が、性的マイノリティの方に限定されるため、制度を利用することで意図しないカミングアウト⁶につながる可能性がある。

⁴ 性同一性障害など性自認と身体の性が一致しない人等

⁵ 性自認が中性である又は性別を決めたくない人

⁶ これまでに公にしていなかった自分の性的指向や性自認などを本人が表明すること

③ 性自認・性的指向を問わない

【自治体】千葉市、横須賀市、鎌倉市、横浜市、古賀市など

- ・千葉市 …互いを人生のパートナーとし、対等な関係で協力しあう2人の関係を形成しようとする方々
- ・横須賀市…同性カップルの方々に限らず、事実婚、トランスジェンダー、Xジェンダー、ジェンダークィア、アセクシュアルの方々
- ・横浜市 …同性パートナーに限らず、トランスジェンダー（からだの性とところの性が一致しない人）、Xジェンダー（性自認を男女のいずれかとは認識しない人）、アセクシャル（無性愛者＝恋愛感情や性愛の感情を抱かない人）など、一方又は双方が性的少数者の方々、様々な事情によって、婚姻の意思はあっても、現行の婚姻制度にのれず、悩みや生きづらさを抱えている事実婚の方々
- ・事実婚関係にある異性カップルもパートナーシップ証明が可能になる。
（事実婚関係にある場合、住民票に「妻（未届）」と記載することで事実婚関係の証明をすることも可能だが、「夫」「妻」という関係に抵抗を感じている2人にとってはパートナーシップ関係だけを証明する制度の方が利用しやすいと考えられる。）
- ・性自認・性的指向によらず、利用できるため、性別等によらない生活保障の平等化が進む。

➤ 検討事項

- ・千葉市は、同性カップルに限定しないことで、パートナーシップ宣誓制度を利用することが意図しないカミングアウトにつながることを防ぐとしている。
- ・事実婚関係にある異性カップルを含めることで、パートナーシップ制度導入の目的である「多様な性を生きる人々の日頃の生きづらさの緩和」から目的が逸れる。生きづらさを感じている人がいるという現実の不可視化につながるという考え方がある。

<委員の皆様からの制度のあり方に関するご意見>

【制度の種類について】

- ・③の併用型がよい。公正証書を提出しないとすると、法的効力を得たい人が不自由になり、全員に公正証書を求めると、宣誓だけしたいカップルが不自由になるので、当事者の希望により選択できるのがよい。
- ・③の併用型がよい。権利を安定させるには公正証書は大事であると思っているが、同時に自由度があったほうがよい。
- ・③の併用型がいいと思うが、要綱だと公正証書の提出を求めるのは難しいか。条例は議会を通すのが難しいか。条例と要綱のそれぞれのよさを考えるとよい。一方で、要綱だと首長がかかわると制度がかかわる可能性があり不安定である。どういう方向でいくのか方向性を考えられるとよい。
- ・③の併用型がよい。公正証書の利点は、何かあったときに宣誓書受領証だけではなく公正証書も合わせて出せると、より関係が確認しやすいのではないかと。
- ・後発の市なので、配偶者や内縁関係の方に認められる権利を可能な範囲でひろく認められる制度設計にしたい。しかしそのためには、要件を高くする必要があり、逆に利用者が狭まってしまうので、③の併用型がよい。敷居を低くして効果が軽いものと、比較的效果は認められるが、ある程度の要件が必要なものの2つから選択できるとよい。

【公正証書について】

- ・公正証書作成には費用がかかるが、法律的婚姻にはかからないため、知恵を出す必要がある。
- ・公正証書という形にしないと、人と人との合意が法的な効果を結ばないということではない。書面があると後で合意内容を確認しやすいということであり、公正証書という形にしなければならないのかどうかというところは別に議論があってもよい。費用面は補助金を出す等の方法でクリアできるのではないかと。

【対象者について】

- ・③の性自認・性的指向を問わず誰でも対象にしてはどうか、事実婚のカップルも含め広く対象とする。
- ・③の性自認・性的指向を問わない制度がよい。選択的夫婦別姓が認められていない日本において、パートナーシップ制度において、事実婚の認知が広がるきっかけにもなる。
- ・事実婚を含めると、「同性カップルの生きづらさの緩和という目的から逸れる」と検討事項にあるが、意図した効果が得られるのであれば、異性カップルにも同様の効果が得られるとしても目的から逸れることはない。また、「制度を利用することで意図しないカミングアウトを防げる」と検討事項にあるが、公表されるわけでもないのだから当てはまらないのではないかと。
- ・事実婚の方はいろいろな形で権利が守られているので、この制度があっても使う方がいるのか。事実婚を含めるかどうかで、先行自治体の利用件数に差が出ているかどうかかわれば、意義がわかるかと思う。事実婚を含めることに意味がないわけではない。できるだけ幅広い対象の制度にすることは意味があることである。

論点3 申請要件

3-1 居住地

ほとんどの自治体で、申請要件は以下の通りとなっている。

- (1) 居住地
- (2) 年齢（民法上の成人であること）
- (3) 現に婚姻していない、パートナーシップを結んでいないこと
- (4) 近親者でないこと

(2)～(3) はいずれの自治体でも同様のことが定められているが、(1) 居住地に関してはいくつかのパターンに分けられる。

①市内に住所を持っていないでもよい

【自治体】現時点ではない

- ・在勤、在学の方も制度利用できるようにすることで、性的マイノリティへの理解が進む。
- ・性別等に関わらず平等なまち、という姿勢の表明

②いずれか一人が市内に住所を持っている

【自治体】千葉市、港区など

- ・多くの人が制度を利用できるようになる。

③双方が当該自治体に住所をもっている（あるいはその予定である）

【自治体】多数

- ・自治体内でパートナーシップを重複して結んでいないか確認することができる。
- ・制度利用を目的に他の自治体から人が移動してくる可能性がある。

➤ 検討事項

- ・双方が同一自治体に住所を持っている場合、同居を要件とするか。
（渋谷区は別居可を明記している）

➤ 検討事項(①、②、③に共通)

- ・自治体外で結んでいるパートナーシップ（転入前に結んだパートナーシップ）については確認することができず、多くの自治体で申請条件になっている「他の人とパートナーシップを結んでいないこと」を確かめることができない。

3-2 その他に申請要件を定めるか

- ・豊島区では「以前に豊島区でパートナーシップの取り消しを受けたことがない」と定められている。

<委員の皆様からの申請要件に関するご意見>

- ・居住地は片方どちらかが武蔵野市在住、年齢は選挙権と同様に18歳以上がよい。
- ・少なくともどちらか一方が市民で、18歳以上がよい。

論点4 証明書等の交付に関すること

4-1 提出書類

- ・申請できる人に求めている書類は、自治体により異なるが、独身であることを証明するための「戸籍謄本または戸籍抄本」、「独身証明書」や「住民票（写し含む）または住民基本台帳カード」に加え、「本人確認ができる書類」が必要となっている。
- ・外国籍の方が制度を利用する際には、婚姻要件具備証明書（いわゆる独身証明書）の提出が必要となる。

提出書類

本人確認ができる書類	
独身を証明する書類	戸籍謄本または戸籍抄本
	独身証明書
住民票（写し含む）または住民基本台帳カード	
公正証書※	
切手	
印鑑	

※公正証書については、論点 2-1（P4～）に掲載

庁内研究会資料 P8 より

4-2 通称使用の可否

①戸籍氏名のみ使用可

- ・戸籍氏名と証明書等に記載する氏名が一致することで、パートナー関係にある二者が明確になる。

➤ 検討事項

- ・当事者の戸籍名への違和感などに配慮することができない。

②通称名も使用可

【自治体】中野区、豊島区など

- ・当事者の戸籍名への違和感などに配慮することができる。
- ・通称名の使用を認めている自治体では、証明書等の裏面に戸籍氏名を記載している。

➤ 検討事項

- ・証明書等の裏面に戸籍氏名を表示するか。
- ・通称名の確認ができるものの提示を求めるか。
- ・戸籍氏名で社会生活を送り、パートナーシップ関係においては通称を使用したい場合、通称名の確認のための書類（郵便物等）が用意できない可能性がある。

4-3 手数料

① 無料

【自治体】多数

- ・現状、多くの自治体では、提出書類の発行手数料は自己負担としているが、宣誓書受領証、宣誓証明書等の発行手数料については、としている。
- ・費用がかからないので、制度を利用しやすくなる。

② 証明書やカード交付の手数料を必要とする

【自治体】渋谷区

- ・自治体の手数料収入になる。
- ・発行手数料だけを必要とするという点では、住民票等の発行と変わらない。

〈参考〉武蔵野市の証明書手数料一覧

手数料一覧(平成29年4月1日改正)

種別	単位	窓口	郵送	自動交付機 コンビニ
戸籍全部・個人事項証明書	1通	450円	450円	450円
除籍全部・個人事項証明書	1通	750円	750円	取り扱いなし
除籍(改製原戸籍)謄本・抄本	1通	750円	750円	取り扱いなし
戸籍届書の受理証明書	1通	350円	350円	取り扱いなし
戸籍届書の賞状型受理証明書	1通	1400円	1400円	取り扱いなし
戸籍記載事項証明書	1項目	350円	350円	取り扱いなし
除籍記載事項証明書	1項目	450円	450円	取り扱いなし
身分証明書	1通	300円	300円	取り扱いなし
戸籍の附票	1通	300円	300円	200円
不在籍証明書	1通	300円	300円	取り扱いなし
住民票の写し(現在)	1通	300円	400円	200円
住民票の写し(除票・改製原)	1通	300円	400円	取り扱いなし
住民票記載事項証明書	1通	300円	400円	取り扱いなし
不在住証明書	1通	300円	300円	取り扱いなし
印鑑登録証	1件	300円	取り扱いなし	取り扱いなし
印鑑登録証明書	1通	300円	取り扱いなし	200円
住民基本台帳の開覧	1人30分ごと	600円	取り扱いなし	取り扱いなし
住居表示台帳の開覧	1人30分ごと	300円	取り扱いなし	取り扱いなし
年金現況届	1通	公的年金無料、企業年金300円	取り扱いなし	取り扱いなし

4-4 名称・発行形式

① 名称

先行自治体の名称

渋谷区	渋谷区パートナーシップ証明
世田谷区	同性パートナーシップ宣誓
中野区	中野区パートナーシップ宣誓
千葉市	パートナーシップ宣誓制度
豊島区	豊島区パートナーシップ制度
横浜市	横浜市パートナーシップ宣誓制度
港区	みなとマリアージュ制度

② 受領証等の形態・記載内容について

受領証等目的・効果

- ・提示することで民間業者によっては婚姻関係や事実婚に準じて取り扱われる可能性がある。

受領証等の記載事項

申請者 2 人の氏名、生年月日、住所	制度の趣旨、受領証等の説明
発行日	戸籍上の氏名（通称使用の場合）
公印	

※有効期間を記載している自治体もある。

受領証等の形態

- ・多くは A4 サイズのものが交付される。
- ・携帯用のカードサイズの受領証等も交付する自治体が増えている。
- ・受領書等に市章や市の花、シンボル、キャラクターをいれたり、LGBT の象徴であるレインボーをデザインに入れたりしたものがある。また、デザインを複数用意し、選択できるようにしている自治体もある。

〈参考〉岡山市「パートナーシップ宣誓制度」の考え方へのパブリックコメント

寄せられた意見の概要	市の考え方
証明書の用途は、市の管轄外の施設や機関での使用が主となると思われる（周知までの期間は市の管轄においても使用されることは予想される）ため、以下のとおり実効性を備えた記載内容を示し、使いやすいカードの形にするべき。 ・通称名による記載に加えて、裏面に戸籍名の記載欄を設ける ・岡山市長が登録を認めた旨と公印 ・本制度の趣旨 ・各事業所に夫婦と同様の対応を促す依頼 また、カードのデザインについては、性的マイノリティに対する偏見を助長しないよう、極力シンプルなもの望ましい。	ご意見については、様式を検討する際の参考とさせていただきます。なお、通称名の使用を認めることとし、公印を押印します。今後とも、民間事業者に対して、周知・啓発に努めます。

①パートナーシップ宣誓書受領書(A4 サイズ)

- ・受領書を提示された方へ向けた受領書に関する説明

②パートナーシップ宣誓書受領証明カード(運転免許証サイズ)

14

〈参考〉その他の自治体

- ・世田谷区

「パートナーシップ宣誓書」

様式1(第3条関係)



パートナーシップ宣誓書

私たち(氏名)_____と(氏名)_____は、
「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき、
互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名いたします。

〇〇 〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 (宣誓者1住所) _____
氏 名 (宣誓者1氏名) _____
住 所 (宣誓者2住所) _____
氏 名 (宣誓者2氏名) _____

収受印

収受

年 月 日

「パートナーシップ宣誓書 受領証」

様式2(第4条関係)



パートナーシップ宣誓書 受領証

(氏 名) 様 _____ (氏 名) 様 _____

ここにおふたりが、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する
条例」に基づく施策の「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づ
き、「パートナーシップの宣誓」をされたことを証します。
これからの人生をお互いに支えあい歩まれる、おふたりのご多幸を願います。

区は、世田谷区基本構想で、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮ら
せる地域社会を築くことをめざしています。
また、世田谷区基本計画では、人権の尊重として、性的マイノリティなどを理由に差別
されることのないよう、人権意識の啓発や理解の促進をうたっています。

今後とも、おふたりが世田谷区でいきいきと活躍されることを期待いたします。

年 月 日

世田谷区長 保坂 展人

- ・港区「みなとマリアー・ジュカード」

(表)

第1号様式(第2条の2関係) 発行番号

みなとマリアー・ジュカード

氏 名: _____ 氏 名: _____
生年月日: _____ 生年月日: _____

上記の二人が、港区男女平等参画条例第9条の2の規定に基づくみなと
マリアー・ジュカード制度に係るパートナー契約書を取り交わしたことを確認
しました。

年 月 日
港 区 長

(裏)

戸籍上の氏名(表面で通称名を記載した場合に使用)

氏 名: _____ 氏 名: _____

港区は、基本構想で人間性の尊重を掲げ、性別等により差別されずに、一人
一人の人権がかけがえのないものとして尊ばれる社会の実現を目指していま
す。性的指向・性自認にかかわらず、誰もが人生を共にしたい人と家族として
暮らすことを尊重します。
お互いの性別にかかわらず、愛情と信頼に基づく真摯な関係を築いている人
がいます。あらゆる人の家族生活を尊重することについて御理解ください。

◆このカードは、二人がパートナー契約書を取り交わしたことを区が確認し、交付するも
の です。

問合せ: 港区総務部人権・男女平等参画担当 03-3578-2111 (代表)

・江戸川区 「同性パートナー関係申出書受領証」

第3号様式（第4条関係）

同性パートナー関係申出書受領証

申出番号 第 号

江戸川区同性パートナー関係に係る申出書等の取扱いに関する要綱第4条第2項の規定に基づき、同性パートナー関係に係る申出書を受領したことを証します。

様 様

年 月 日

江戸川区長 専用公印

表面

この受領証は、江戸川区が独自に行う事務事業（区が行う事務事業のうち、国並びに区以外の地方公共団体及び行政委員会の法令を根拠としないもの）の手続きにおいて、同性パートナー関係に係る資料として利用することができます。

この受領証に関するお問い合わせ先
総務部総務課人権啓発係 TEL 03-6638-8089

裏面

・千葉市

「パートナーシップ宣誓証明書（表）」

様式第3号（第6条第2項関係）（表）

第 号
年 月 日

パートナーシップ宣誓証明書

氏名 氏名

住所 住所

年 月 日生 年 月 日生

宣誓日 年 月 日

上記両名が、千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓したことを証明します。

- ・互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成する2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
- ・同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。

千葉市は、千葉市男女共同参画ハーモニー条例の理念に基づき、「ハーモニー」の言葉でイメージする、すべての市民が個人として尊重され、さまざまな個性が響きあい、認めあいながら形づくる社会の実現を目指し、取組みを続けて参ります。

千葉市長 ○ ○ ○ ○

※ 本証明書を使用する際には、裏面の注意事項を参照してください。

「パートナーシップ宣誓証明カード

（表）

第 号

パートナーシップ宣誓証明カード

千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をしたことを証します。

宣誓日 年 月 日 交付日 年 月 日

本人 パートナー

氏名 氏名

住所 住所

年 月 日生 年 月 日生

千葉市長 ○ ○ ○ ○

（裏）

注意事項

- 1 このカードは、千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って使用すること。
- 2 次のいずれかに該当する場合には、市長に届け出ること。
 - （1）住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載に変更があったとき。
 - （2）パートナーシップが解消されたとき。
 - （3）双方が本市域外へ転出したとき。
 - （4）一方が死亡したとき。

戸籍上の氏名（通称名を使用している場合）

本人 パートナー

特記事項

緊急連絡先（自由記載）

（上段：表、下段：裏）

・小田原市「小田原市パートナーシップ登録証明書」

様式第3号（第6条関係）

（表面）

登録第 号
登録年月日 年 月 日

小田原市パートナーシップ登録証明書

氏名 氏名

（生年月日） 年 月 日 （生年月日） 年 月 日

みほん

上記両名は、 年 月 日付の申請により、小田原市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱第5条第1項の規定に基づくパートナーシップ登録を受けたことを証明します。

年 月 日

小田原市長 印

・富田林市「パートナーシップ宣誓書受領証」

見本

パートナーシップ宣誓書受領証

様 様

ここにお二人が、「富田林市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱」に基づき、「パートナーシップの宣誓」をされたことを証します。これからの人生をパートナーとして互いに支え合い歩まれるお二人のご多幸を祈念します。

富田林市は、人権が尊重される潤いのある豊かなまちの実現に向けて取組を続けていきます。

今後とも、お二人が富田林市でいきいきと活躍されることを期待します。

年 月 日

富田林市長

・熊本市「パートナーシップ宣誓書受領証」

様式第3号（第6条関係）

第 号

パートナーシップ宣誓書受領証

様 様

(年 月 日生) (年 月 日生)

ここにお二人が、熊本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

お二人が人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、いきいきと輝き、活躍されることを期待しています。

熊本市は、誰もがともにいきいきと、個性と能力を発揮できるまちの実現を目指しています。これからの人生をともに多まれるお二人のご多幸を願います。

年 月 日

熊本市長 大西一史

熊後六花

・芦屋市「パートナーシップ宣誓書受領証」※2種類のデザインから選択

 パートナーシップ宣誓書受領証

芦屋市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

様 様

年 月 日

芦屋市長 伊藤 舞

 パートナーシップ宣誓書受領証

芦屋市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

様 様

年 月 日

芦屋市長 伊藤 舞

この受領証の提示を受けられた方へ

この受領証は、芦屋市として、お二人が互いに人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証し、自分らしく生きられることを期待するものです。

この受領証の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

特記事項

- ・川越市「パートナーシップ宣誓書受領証」〈上段〉
「パートナーシップ宣誓書受領カード」〈下段〉※2種類のデザインから選択

様式第2号（第7条関係） (表) 第 号

パートナーシップ宣誓書受領証

____ 様 _____ 様

お二人が、川越市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する
条例の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを
証します。

宣誓日： ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 年 ____ 月 ____ 日

川越市長 ○○ ○○

様式第2号（第7条関係） (表) 第 号

パートナーシップ宣誓書受領証

____ 様 _____ 様

お二人が、川越市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する
条例の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを
証します。

宣誓日： ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 年 ____ 月 ____ 日

川越市長 ○○ ○○

パートナーシップ宣誓書受領証(Aタイプ)

パートナーシップ宣誓書受領証(Bタイプ)

パートナーシップ宣誓書受領カード

川越市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する
条例の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をさ
れたことを証します。

本人 _____ 氏(トメ) _____ 様

第 _____ 号

____ 年 ____ 月 ____ 日

川越市長 [印]

パートナーシップ宣誓書受領カード

川越市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する
条例の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をさ
れたことを証します。

本人 _____ 氏(トメ) _____ 様

第 _____ 号

____ 年 ____ 月 ____ 日

川越市長 [印]

パートナーシップ宣誓書受領カード(Cタイプ)

パートナーシップ宣誓書受領カード(Dタイプ)

4-5 届出の仕方

① 2人で届出をする

- ・2人揃って職員の面前で宣誓書を記入する自治体もある。
- ・双方の合意を確認することができる。

② 1人での届出也可

- ・2人揃う必要が無いので、届出がしやすくなる。
- ・双方の合意を確認することができない。

論点5 有効性に関すること

5-1 宣誓書等の保存期間

① 保存期間を設ける

【自治体】世田谷区、千葉市、横浜市、江戸川区など

- ・ 宣誓書等の保存期間を定めている自治体では、保存期間中ならば宣誓書受領証等を再交付することができる。
- ・ 世田谷区、千葉市、横浜市では宣誓書等の保存期間は定められているが、宣誓書受領証等の有効期限や保存期間を過ぎた後の再申請の要不要については書いていない。宣誓書等の保存期間がそのまま宣誓の有効期限、宣誓書受領証等の有効期限というわけではない。
- ・ 江戸川区は区のホームページに「受領証の有効期限」という見出しに続けて「申出書等の区に提出された書類の保存期限は、申出日から10年です。書類が廃棄される前に、再度、申出をしてください。」と記載している。受領証の様式には有効期限に関する記述は無いが、保存期間を申出書等の「有効期間」とし、再度申出をすることを明記している。

第3号様式（第4条関係）

同性パートナー関係申出書受領証

申出番号 - 第 号

江戸川区同性パートナー関係に係る申出書等の取扱いに関する要綱第4条第2項の規定に基づき、同性パートナー関係に係る申出書を受領したことを証します。

様 様

年 月 日

江戸川区長

専用
公印

表面

この受領証は、江戸川区が独自に行う事務事業（区が行う事務事業のうち、国並びに区以外の地方公共団体及び行政委員会の法令を根拠としないもの）の手続きにおいて、同性パートナー関係に係る資料として利用することができます。

この受領証に関するお問い合わせ先
総務部総務課人権啓発係 TEL 03-6638-8089

裏面

➤ 検討事項

- ・ 保存期間を設けた場合、受領証の有効期限も併せて設定するか。
- ・ 保存期間超過後の再申請を求めるか。求めた場合、申請者の負担が大きくなる。

② 保存期間を設けない

【自治体】渋谷区、中野区、豊島区など

- ・ 保存期間を設けず、申請者からパートナーシップ解消の届出等がない限り長期間保存する。
- ・ 宣誓書受領証等の再発行がしやすい。

5-2 パートナー解消時の取扱い

先行自治体では、パートナーシップ解消時には共通して次のような手続きを取る。

- ・届出書類（名称は「返還届」、「解消届」など）を提出
- ・自治体から交付された受領証等を返還

自治体によって手続きが異なるのは以下の点である。

①返還手続き前の自治体への事前連絡

- ・パートナーシップの宣誓時と同様にプライバシーに配慮するためか、事前連絡を必要としている自治体もある。

②返還手続きが行われた後の対応

- a. 解消の届出があった場合、解消の手続きがあったことを当事者双方に通知する（豊島区）
- b. 1人で届出があった場合、解消の手続きがあったことを自治体が当事者双方に通知する（中野区）
- c. 1人で届出があった場合、パートナーシップ解消の手続きがあったことを、届出をしなかったもう1人の当事者に自治体が通知する（千葉市）
- d. 1人で届出を行った場合、その旨を自ら相手に通知するように求める（渋谷区）
- e. 解消の届出があった場合、受領証等の交付番号を公表する（川崎市）

➤ 検討事項

公正証書の解消の手続きと、パートナーシップ解消届を連動させることが課題である。

5-3 パートナー死亡時の返還

① 証明書等を返還する

【自治体】渋谷区、豊島区など

➤ 検討事項

- ・証明書等の返還を求めた場合、当事者にとってパートナーとの関係を示すものが失われてしまう。

② 返却の必要はない

【自治体】港区

- ・「みなとマリアージュ制度 利用の手引き」に港区は返却の必要はない旨を記載。
- ・世田谷区は要領（要綱）に返還に関する規定がない

➤ 検討事項

- ・自治体がパートナーシップの証明等を行っている以上、当事者が不在となって実質パートナーシップの関係が機能しなくなる場合には、何等かの形でその事実を把握することが必要になる可能性がある。

③ 変更届を提出する（証明書返却の必要はない）

【自治体】千葉市など

- ・千葉市では証明書返却の必要はないが、一方が死亡した場合には届出を出すことになっている。

<委員の皆様からの制度解消時に関するご意見>

- ・相続、財産の問題と同様に、解消するときの方法についても、大くくりで考えることが必要である。
- ・公正証書でお互いの扶養義務や後見等の約束をしたとき、関係が解消された時に制度の終わりや合意の終わりをどうするのかといことは、難しい問題である。公正証書の作成有無に関わらず、合意で書面を作成したとき、書面内容が無効であることをお互いに合意しないと、基本的に解消されない。終わりの着地点をどうするか、何かの合意書と紐づけるのであれば議論しておくべきである。当事者にとっても不測の事態に陥る可能性がある。

論点6 他の自治体との相互利用について

① 他の自治体との相互利用あり

【自治体】古賀市・福岡市・北九州市の3市間

熊本市・福岡市・北九州市の3市間（古賀市—熊本市の相互連携は現在無し）

横須賀市・鎌倉市・逗子市の3市間

（7月から制度導入予定の岡山市と、既に導入している総社市が相互利用の予定）

- ・市外へ転居しても効力が失われない。
- ・転出してもパートナーシップ制度の申請手続きをし直さなくて良いので、手続き負担や申請を誰かに見られることのリスクが減少する。
- ・パートナーシップを結んでから他の自治体で法律婚をすることを防ぐことができる。
（パートナーシップ制度の申請時には婚姻の有無が確認できる書類を提出するが、法律婚をするときにはパートナーシップの有無を確認する書類の提出は求められないため）

《運用例—横須賀市・鎌倉市・逗子市—》

転出時に継続利用申請を行うことで、転入先でも宣誓が継続し、交付済みの宣誓証明書または宣誓書受領証を継続して使用できるようにし、利用者の手続き負担と精神的な負担の軽減を図る。

- ・現状、横須賀市・鎌倉市・逗子市のパートナーシップ制度対象者の要件はほぼ一致している。横須賀市・逗子市が同居を要件としていないのに対し、鎌倉市は同居を要件としているが、「同一所在地に住所を有することのできない特別な事情がある場合は、この限りではない」とある。

※自治体間相互利用の詳細に関しては以下の通り

（参考：「逗子市パートナーシップ宣誓制度手続きガイドブック」）

継続利用申請の条件

三市間で二人が同一区域に住所を移動する場合

（「横須賀市パートナーシップ宣誓証明ガイドブック」には「お二人が同じ自治体へ転出する場合のみ、継続使用届出書をご提出できます」とあるので、「同一区域内」は「同一自治体」と考えるのが妥当と思われる。）

交付条件が異なる自治体との相互利用

宣誓は交付自治体の条件が適用され、行政サービスは転出先自治体の制度が適用される。

プライバシー保護

パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体間で転居した場合の書類の送付は、メールの場合はパスワードの設定を行い、郵送の場合は配達証明を利用する。

〈参考〉横須賀市・鎌倉市・逗子市における宣誓の対象者の要件

横須賀市	鎌倉市	逗子市
1 成年であること	1 成年に達していること	1 成年であること
2 横須賀市民であること (転入予定の方を含む)	2 互いを人生の伴侶として、日常生活における経済的、物理的かつ精神的に相互に支え合い、協力し合うことを約した2人であること。	2 逗子市民であること、または転入を予定していること
3 結婚していないこと及び宣誓者以外の方とパートナーシップにないこと。	3 双方に配偶者がいないこと及び他の者とパートナーシップにないこと。	3 結婚していないこと(配偶者がいないこと)
4 近親者(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう)でないこと。(パートナーシップにある方が養子縁組した場合は可能です)	4 住所について次のいずれかに該当すること。 <u>ただし、同一所在地に住所を有することのできない特別の事情がある場合は、この限りではない。</u> ア 双方が鎌倉市内の同一住所に居住しかつ住民登録があること。 イ 一方が鎌倉市内に住所を有し、他の一方が鎌倉市内の相手方の住所へ転入を予定していること。 ウ 双方が鎌倉市内の同一住所への転入を予定していること。 5 双方が近親者でないこと。(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にないこと。)	4 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと 5 宣誓者同士が近親者でないこと

➤ 検討事項

- ・パートナーシップ制度の対象者が性的マイノリティに限られていた場合、間接的に性的指向や性自認において性的マイノリティであることが自治体間で共有されてしまう。個人情報保護の観点から考えて、適切か。
- ・連携する自治体をどのように選定するか。
- ・連携する自治体とパートナーシップ制度の要件や申請書類等を統一する必要がある。
- ・他の自治体との情報共有はどのようにするのか。(システム等)

② 他の自治体との相互連携なし

【自治体】多数

- ・自治体独自の申請要件や効力を定めることができる。
- ・自治体の負担が大きくなる。

➤ 検討事項

- ・転居した場合、申請する当事者の時間的、経済的負担が大きい。

<委員の皆様からの相互利用に関するご意見>

- ・相互利用する利点はあるが、本市だけ、高い効果のものや、要件をいろいろ独自に定めてしまうと、横滑りの利用ができなくなるという可能性がある。現場で、相互利用できているはずだから対応してよいということだったが、重大な判断を要する場面で、現場の判断にまかせるべきではない。相互利用する場合には、武蔵野市に転入したら、武蔵野市の証明書を発行しておくべきである。